平成２２年（フ）第７２６号
堺市東区草尾759番地12
債務者　山家ひとみ（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７３２号
堺市西区堀上緑町２丁４番６号、前住所堺市中区土師町３丁11番32号
債務者　土屋　知美（旧姓光森）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７３６号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番127―201号、前住所和歌山県橋本市城山台３丁目14番地の７
債務者　藤井　利則
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７４１号
大阪府松原市天美北２丁目21番４号
債務者　戸次　節子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７４４号
大阪府高石市綾園１丁目10番１―306号、住民票上の住所大阪府和泉市光明台３丁目１番７―401号
債務者　鈴木　　守
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３号
広島県三次市三次町2027番地２、前住所広島県三次市十日市東３丁目16番13―603号
債務者　上岡　義幸
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第８７３号
佐賀県唐津市厳木町浪瀬457番地２、申立時の住所福岡市南区桧原５丁目６番12号
債務者　小松ミユキ
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８７４号
佐賀県唐津市厳木町浪瀬457番地２、申立時の住所福岡市南区桧原５丁目６番12号
債務者　小山　　修
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８７５号
佐賀県唐津市厳木町波瀬457番地２、申立時の住所福岡市南区桧原５丁目６番12号
債務者　小山満智子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２号
長崎県五島市錦町１番地25　平村アパート
債務者　南　　理恵（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第２７２号
岩手県下閉伊郡普代村第２地割字下村11番地２
債務者　畠山長次郎
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３５２号
盛岡市緑が丘３丁目１番８号　コーポ小森208号、旧住所盛岡市大通３丁目10番46―101号
債務者　石倉久美和
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２６８号
茨城県久慈郡大子町大字大子390番地２
債務者　松村　圭子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２８５号
茨城県鉾田市鹿田179番地、旧住所水戸市見和２丁目542番地の12
債務者　吉田　喜光
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２９８号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西１丁目10番19号
債務者　佐藤　榮治
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３００号
茨城県笠間市石井1729番地
債務者　鈴木　宏美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３０７号
茨城県小美玉市中野谷517番地３
債務者　長谷川雪子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　水戸地方裁判所